

# NHKの放送のスクランブル化のためのNHKの改革の推進 に関する立法について（素案）

## 1 趣旨

NHKの放送について、現行の受信料制度を廃止し、番組の視聴制限を行い、視聴を希望する者のみが対価を支払って視聴できるようにすること（NHKの放送のスクランブル化）が求められていることから、これに必要なNHKの改革を推進する。

## 2 概要

### （1） NHKの放送のスクランブル化のためのNHKの改革に関する検討

政府は、NHKの放送のスクランブル化のためのNHKの改革を行うため、次に掲げる課題について●年以内に検討を加え、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこと。

- ①安価で、かつ、速やかに実現可能な視聴制限の手法・その導入のための費用の負担の在り方
- ②視聴制限の例外として、無料で視聴できることとする番組・放送の種類（公共放送の範囲）
  - ※「番組の種類」としては、災害報道、政見放送等があるか。
  - ※「放送の種類」としては、ラジオ放送や国際放送があるか。
- ③公共放送の放送網の確保及び費用の負担の在り方
- ④NHKの放送の体制（チャンネル・編成）、組織・経営、NHKに対する国の関与等の在り方
- ⑤NHKが担ってきた調査研究等の在り方

※ 上記の検討に関し、有識者の意見を聴取する等の適切な措置を講じなければならない旨を明記することも、考えられるか。

### （2） （1）を受けた制度の改正

（1）の検討の結果の公表後、速やかにNHKの放送のスクランブル化のためのNHKの改革に必要な法制上の措置等が講ぜられるものとする。